

平成 29 年度地域経済牽引事業創出促進事業業務委託企画提案募集要領

1 目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）における、国の同意を受けた基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の策定及び地域経済牽引事業の実施を促進するため、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する民間企業等に対し、基本計画の趣旨や支援策等を周知する。

2 事業概要

- (1) 事業名 平成 29 年度地域経済牽引事業創出促進事業業務委託
- (2) 実施主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 委託内容 地域経済牽引事業計画策定説明会の企画、運営、管理
- (5) 採用方式 公募での企画提案方式
- (6) 契約期間 契約日～平成 30 年 3 月下旬
- (7) 請負価格の限度額 1,876 千円（税込み）

3 参加資格

次の(1)から(5)のすべてを満たす者が、参加できる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 企画提案

(1) 提出書類

提出書類	部数	様式
企画提案応募申込書	1部	1
企画提案書	6部	2
見積書	1部	3
誓約書	1部	4
会社概要又はそれに類するもの	1部	任意

(2) 提出先

〒420-8601

静岡県葵区追手町9番6号 県庁東館9階 静岡県経済産業部管理局政策監

(3) 提出方法及び提出期限

提出方法	提出期限	備考
郵送又は持参	平成30年1月19日(金)午後5時まで(必着)	ファックス、電子メールでの提出は不可

(4) 業務内容

ア 県内の金融機関等の支援機関及び民間企業等に対する、下記項目の説明会の開催。

項目	時間の目安
<ul style="list-style-type: none"> ・法の趣旨、支援策 ・基本計画の概要 ・地域経済牽引事業計画の記載方法 ・地域経済牽引事業に取り組む又は取り組もうとしている企業の経営者等による事例紹介 ・質疑・応答 ・参加者アンケート(地域経済牽引事業計画策定の意向調査) ・その他目的に資するもの 	120分程度

イ アの説明会の開催に必要な、説明者の選考・依頼・連絡調整、開催周知、会場予約、会場設営、当日配布資料の作成・配布、参加者へのアンケート作成・取りまとめ及び、当日の運営等実施に当たり必要な一切の業務。

ウ 契約期間内に県内東部地域、中部地域、西部地域で各1回開催。

エ 説明者は、関東経済産業局、県経済産業部及び地域経済牽引事業に取り組んでい

る又は取り組もうとしている企業等。

オ 説明会の参加者数は、各回 100 人以上を目標とする。

(5) 見積書に関する留意事項

見積書の合計額は、県が実施主体となる説明会に要する経費を計上し、2(7)の請負価格の限度額以下となっていること。

5 審査

(1) 審査基準

次の事項等を審査基準とする

ア 提案内容にふさわしい実績はあるか。

イ 事業の実施体制は適切か（人員配置、連絡体制等）。

ウ 事業の実施内容は適切か（スケジュール、実施日時及び会場、周知方法、説明者の選定・依頼・連絡調整、配布資料、アンケート作成・取りまとめ等）。

エ 金融機関等の支援機関及び民間企業等の参加を促し、地域経済牽引事業計画の策定につなげるための創意工夫がなされているか。

オ 提案内容に対し、見積価格は適切か。

(2) 審査方法

次により提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 開催日 平成 30 年 1 月 22 日（月）

（プレゼンテーション開始時刻は別途通知する。）

イ 会場 県庁別館 8 階 第 5 会議室

ウ プレゼンテーション

・企画提案書に基づき説明すること

・資料は紙媒体のみとする

・説明時間は 15 分以内とする

(3) 請負先の選定及び審査結果

請負先の選定は、公募による企画提案方式を採用し、プレゼンテーション終了後の審査委員会で決定する。また、審査結果は速やかに書面により通知する。

6 質問及び回答

本業務委託に関する質問については、原則として「質問書」（様式 5）を提出するものとする。

(1) 提出先等

ア 提出期限

平成 30 年 1 月 18 日（木）午後 5 時

(期限までに到達しなかった質問書については、原則として回答しない。)

イ 提出先

静岡県経済産業部管理局政策監

ウ 提出方法

ファックス又は電子メール（送信後、電話により提出先に受信の確認を行うこと。）

(2) 回答方法

静岡県経済産業部政策監のホームページに随時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(掲載先 URL <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-030/index.html>)

7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する疑義は、受付けない。
- (3) 契約にあたって、請負価格の限度額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正する場合がある。

8 問合わせ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階 静岡県経済産業部管理局政策監

電話:054-221-2635 FAX:054-221-3217

E-mail: keisan-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp 担当: 橘川